

## 仕様書（案）

### 1 件名

おおた障がい施策推進プラン策定支援業務委託

### 2 目的

次期「おおた障がい施策推進プラン（障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「大田区障害者計画」、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「第 8 期大田区障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「第 4 期大田区障害児福祉計画」、大田区基本計画の発達支援に関する施策を推進するための区の独自計画である「大田区発達障がい児・者支援計画」）」の策定に係る支援等を行う。

### 3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで

なお、各委託内容別の履行期限については、個別に指定した期限による。

### 4 履行場所

大田区指定場所（障害福祉課ほか）

### 5 委託内容

#### (1) おおた障がい施策推進プラン策定支援

ア 令和 7 年度大田区障がい者実態調査の結果を分析し、現状の課題を抽出するとともに、課題解決のための計画内容を提案すること。

イ 大田区の人口、障がい者数、福祉サービス受給者数等の推計を行うとともに、障害福祉サービス等（相談支援、地域生活支援事業及び児童福祉法に基づくサービスを含む。）の必要な見込量の推計及び見込量確保のための方策の作成を支援すること。

ウ 関係法令、国及び他自治体の施策・事業、専門的研究等に関する情報を提供すること。

エ 国の社会保障審議会で検討が進められている障害福祉施策の基本方針と、おおた障がい施策推進プランに関連する、区の福祉、子ども、教育、地域、保健等の各分野の諸計画との整合性を考慮した計画とするため、情報収集、連携に当たっての支援・助言・提案を行うこと。

オ 2040 年に想定される課題等を踏まえた長期目標の検討、持続可能な福祉施策の検討、基本方針の目標設定を踏まえた目標指標設定、取組内容及び評価方法の検討を行うこと。

カ 計画の基本的な考え方、構成、推進すべき施策等の作成を支援すること。さらに、追加事項がある場合は追加提案を受け付ける。ただし、追加提案にあたっては、見積価格の範囲内で実現可能なものとする。

キ 受託者は、おおた障がい施策推進プラン策定等に係る打合せの記録をとり、打合せの翌日から3営業日以内に大田区に提出すること。

(2) 計画書等作成支援

ア 計画書等の内容を検討する内部検討会等に参加し、助言・提案等を行うこと。

イ 計画書の作成に係る編集・校正等を行うこと。

ウ 図表、グラフ、イラスト等を作成し、計画書の見やすく読みやすいレイアウトデザインを行うこと。

(3) 大田区障がい者施策推進会議運営支援

ア 会議及び庁内検討委員会についての会議用資料を作成し、会議に参加すること。

イ 会議は4回（会議時間は1回2時間程度）を予定（開催時期は「8 スケジュール」参照）

ウ 会議内容を議事録としてまとめ、会議終了後3営業日以内に区に提出すること。

エ 委員からの意見に対する対応策の検討を支援すること。

(4) パブリックコメント及び区民説明会実施支援

ア パブリックコメントの資料作成、結果の集計・分析等を行うこと。

イ 区民説明会（2回開催予定）の資料等を作成し、説明会に参加すること。また、議事録としてまとめ、説明会終了後5営業日以内に区に提出すること。

ウ パブリックコメント及び区民説明会での意見に対する対応策の検討を支援すること。

6 成果品（計画書等印刷）

(1) 計画書（素案）

ア 数量

150部（A4版、150～200ページ程度）

イ 紙質等

表紙及び本文は再生上質紙

ウ 刷色

黒

エ 納入期限

令和8年11月下旬（※なお、詳細は別途指示する。）

(2) 計画書（音声コード付き）

- ア 数量  
1,000部（A4版、150～200頁程度）
- イ 紙質等  
表紙は再生コート紙、本文は再生上質紙
- ウ 刷色  
表紙及び本文は4色刷り
- エ 納入期限  
令和9年3月26日（金）

(3) 計画書概要版（ルビなし、音声コード付き）

- ア 数量  
1,600部（A4版、10頁程度）
- イ 紙質等  
表紙及び本文は再生コート紙
- ウ 刷色  
表紙及び本文は4色刷り
- エ 納入期限  
令和9年3月26日（金）

(4) 計画書概要版（ルビあり、音声コード付き）

- ア 数量  
800部（A4版、10頁程度）
- イ 紙質等  
表紙及び本文は再生コート紙
- ウ 刷色  
表紙及び本文は4色刷り
- エ 納入期限  
令和9年3月26日（金）

(5) その他

- ア 成果品「(4) 計画書概要版（ルビあり、音声コード付き）」については、漢字及びカタカナにひらがなのルビをふり、易しい内容にすること。
- イ 各成果品の原稿校正は3回とし、版下原稿提出のうえ、区の確認を受けること。
- ウ 版下原稿は、紙ベースで各1部、電子媒体（CD-ROM）で正副各一式を提出し、区の確認を受けること。
- エ 各成果品一式は、電子媒体（CD-ROM）も併せて提出すること。

(6) 納品場所

障害福祉課障害者支援担当（計画）

7 納入物件の帰属

受託者は、本業務に係る成果について、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の権利（著作権法第 21 条から 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に、区に無償で譲渡するものとする。

8 スケジュール

本区が想定するスケジュールは以下のとおり。なお、詳細スケジュールについては、契約締結後に、本業務の進捗及び品質について適切に管理するための「業務計画書」を受託事業所にてとりまとめ、主管課の承認を得ること。

①	計画の骨子案作成	契約締結日～7月
②	第1回大田区障がい施策推進会議	6月上旬
③	第2回大田区障がい施策推進会議	9月上旬
④	第3回大田区障がい施策推進会議	11月上旬
⑤	素案納入期限	11月下旬
⑥	パブリックコメント・区民説明会	12月下旬～令和6年1月上旬
⑦	第4回大田区障がい施策推進会議	令和6年2月中旬
⑧	計画書等成果物納入期限	令和9年3月26日（金）

9 支払方法

検査終了後、請求に基づき一括して支払う。

10 個人情報の取扱い、守秘義務等

- (1) 受託者は、本業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、このことは本委託契約終了後も同様とし、従事要員についても遵守させること。
- (2) 個人情報及び機密情報の取扱いについては、関係法令を遵守すること。

11 損害賠償責任

受託者は当業務の遂行に当たり、受託者の責めに帰する事由により区又は第三者に損害を与えた場合は、次のとおり区に報告するとともにその損害を賠償する義務を負うものとする。ただし善良なる管理者の注意をもってしても損害が生じたであろうと認められるときは、この限りではない。

- (1) 受託者は、委託業務の実施に際して生じた諸事故に対して責任を負い、区に発生原因、経過、被害の内容等を速やかに報告すること。
- (2) 受託者が契約内容に違反し、又は故意若しくは重大な過失により区に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償金として区に支払わなければならない

い。

- (3) 区は、受託者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償したときは、受託者に対して賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

## 12 その他

- (1) 受託者は、業務の進捗状況を電子メール又は電話にて、区に随時報告すること。
- (2) 受託者は、区の委託目的及び意図を十分に理解したうえで作業に当たること。  
不明の点が生じたときは速やかに区に確認すること。
- (3) 計画策定支援に伴い、受託者が区の有する資料・情報を必要とするときは、事前に区に申し出ること。区はその必要性を認めたとき、これを受託者に提供する。
- (4) 受託者は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (5) 受託者は、業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。
- (6) 本業務の遂行に当たり、事故が生じたときは、遅滞なくその状況を書面で報告すること。
- (7) その他、本仕様書に定めのない細部、事務手順及び日程等の詳細は、区と十分協議し進めること。
- (8) 受託者は、業務を遂行するうえで障がい者理由とする差別の解消の推進に関する法律・条例等の趣旨を理解し、障がい者への合理的配慮の提供に資する配慮ができるよう十分留意すること。
- (9) 受託者は、区が令和8年度中に策定するおおた高齢者等施策推進プラン等、他の福祉分野における計画策定等について、区の求めに応じて他計画策定等との連携、調整等の協力をすること。
- (10) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合及び本仕様書に定めがない事項で、業務の遂行に当たり必要な事項は、区と受託者の協議により決定するものとする。